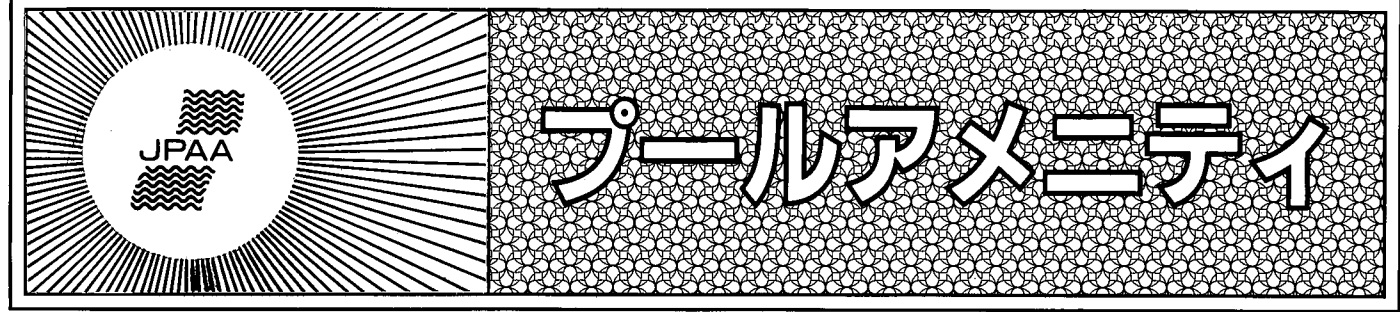




第 15 号

発行者
社団法人
日本プールアメニティ施設協会
所在地 東京都新宿区新宿 5-17-2
YMビル202
TEL 03-3209-0447
FAX 03-3209-6076

第9回 総会（通常総会）開催 プール関連機器規格認定制度発足

平成 8 年 6 月24日東京都千代田区法曹会館にて、第 9 回総会が開催された。議長に㈱フジタ長島弘典氏、議事録署名人に、栗田工業㈱柏谷光昭氏、ミウラ化学装置㈱小川啓介氏を選出し、第 1 号議案から第 8 号議案までの審議・議決を行なった。

今総会では、業容の拡大等に伴い定款の範囲で、理事を15名から18名に増員した。また数年来検討を加えていたプール関連機器規格認定制度を本年10月 1 日から発足させることを議決した。



祝辞を述べる厚生省生活衛生局企画課
金井課長補佐



開会のあいさつを述べる野崎会長

事業報告（平成 7 年度）

1. 会員に関する事項 （平成 8 年 3 月31日現在）

正 会 員 37社
協力会員 17社

2. 会議に関する事項

(1) 総 会

1) 第 7 回（通常総会）

日時 平成 7 年 6 月22日(木)
16時～16時50分
場所 法曹会館 3階 富士の間（東京都千代田区霞が関1-1-1）
審議・議決承認事項
① 理事及び監事の補欠選任に関する件
② 平成 6 年度事業報告及び収支決算（案）に関する件
決算額 48,236,211円
（うち次期繰越額 15,264,360円）
資産の総額 16,014,360円
（平成 7 年 7 月18日 変更登記）

2) 第 8 回（通常総会）

日時 平成 7 年11月27日(月)
15時～16時

場所 法曹会館 3階 富士の間（東京都千代田区霞が関1-1-1）

審議・議決承認事項

- ① 理事の補欠選任に関する件
- ② 評議員の選任（改選）に関する件
- ③ 平成 8 年度事業計画及び収支予算（案）に関する件
一般会計予算額 52,103,000円
（事業計画・一部修正）
- ④ 協会諸規程の制定に関する件
会員規程 常設委員会規程 職員就業規程 事務処理規程 会計処理規程 旅費規程 役員給与規程 職員給与規程 役員退職手当規程 職員退職手当規程 以上10件

(2) 理事会（省略）

3. 事業活動に関する事項

(1) 講習会事業関係

1) プール衛生管理者講習会の開催
厚生省生活衛生局長通知（「遊泳用プールの衛生基準について」）に基づくプール衛生管理者に対する講習会を、計画どおり 6 回開催した。受講者は 446 名（前年度 514 名）で、考査の結果、全員に修了証書を交付。

2) メンテナンス技術者講習会

プールに設置されている衛生設備機器のメンテナンスを取扱う技術者に対する講習会を、計画どおり 3 回開催した。受講者は 83 名（前年度 87 名）で、全員に終了証書を交付。

(2) 出版広報普及事業関係

1) 「水泳プール管理マニュアル」（初版 第 2 刷）の印刷・発行
前出版元の財団法人 ビル管理教育センターのご好意により、平成 7 年 4 月 1 日から本書の出版権が無償で譲渡された。

平成 7 年 5 月29日の教務委員会に諮り、一部内容の訂正を行い、7 月31日付初版第 2 刷として、3,000部を印刷発行する。

なお、継承した出版契約書に基づき、執筆者に印税を支払う。

2) 会報「プールアメニティ」の発行

協会活動の現況、講習会の開催計画、調査研究の技術報告、行政の動向など、各般にわたる情報を掲載し、会員及び関係機関に配布した。各号とも 3,000部を印刷。

なお、本年度から紙面を横書きに変更している。

3) 会員名簿の試作

各会員からの出稿をもとに、平成 7 年10月 1 日現在の会員名簿（附属資料：定款、会員規程、役員会等名簿）を試作、配布した。

(3) 調査研究事業関係

1) 研究報告の紹介

国立公衆衛生院水道工学部長 真柄 泰基
横浜市衛生研究所環境衛生課

担当係長 磯田 信一
「プール水中の 3-chloro-4-(dichloromethyl)-5-hydroxy-2 (5H)-furanone (MX) 及びその他の消毒副生成物」（会報「プールアメニティ」第 12 号登載）
日本大学薬学研究所学術顧問

笹野 英雄

「MX 以外の主なプール水中の副生成物に関する知見の整理について」（会報「プールアメニティ」第 13 号登載）

(4) 機器規格認定事業関係

1) プール関連機器規格認定制度要綱の見直し

厚生省から指摘された一部内容の精査、条文等の構成、字句の加除修正など、見直し作業を継続して行うとともに、一部会員からの設定基準に係る意見要望について、別途、調整を行う。

2) プール施設規格基準づくりに着手

平成 8 年 2 月、機器規格認定委員会長島副委員長を中心に、関係者間の打ち合わせを行い、プール施設本体に係る基準づくりに着手した。

4. 届出・報告等に関する事項

平成 7 年 6 月30日

役員の異動及び平成 6 年度事業報告並びに収支決算について（厚生大臣届出・報告）。

同 8 月 1 日

役員の異動及び資産総額の変更に係る登記簿謄本の提出。

同 12 月11日

平成 8 年度事業計画及び収支予算と理事の異動について（厚生大臣届出）。

平成 8 年 2 月 8 日

厚生省企画課から当協会の今後の課題（財政基盤の強化、協会運営体制の充実・改善等）について下問、現在協議中。

同 3 月 7 日

公益法人の業務及び財産状況について厚生省検査を受検。

平成7年度 社団法人日本プールアメニティ施設協会

収 支 決 算 書（一般会計）

1. 収 支 計 算 書

（自 平成7年4月1日 至 平成8年3月31日）

第4年度

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 収 入 の 部			
1. 会費・入会金収入	18,152,000	10,088,000	△ 8,064,000
2. 事 業 収 入	24,700,000	18,460,320	△ 6,239,680
3. 雑 収 入	150,000	105,566	△ 44,434
当期収入合計(A)	43,002,000	28,653,886	△14,348,114
前期繰越収支差額	13,865,000	15,264,360	1,399,360
収 入 合 計 (B)	56,867,000	43,918,246	△12,948,754
II 支 出 の 部			
1. 事 業 費	22,900,000	23,083,483	183,483
2. 管 理 費	14,102,000	6,164,821	△ 7,937,179
3. 特 定 預 金 支 出	0	400,000	400,000
4. 特別会計繰入金支出	1,000,000	0	△ 1,000,000
5. 予 備 費	5,000,000	0	△ 5,000,000
当期支出合計(C)	43,002,000	29,648,304	△13,353,696
当期収支差額(A)-(C)	0	△ 994,418	△ 994,418
次期繰越収支差額(B)-(C)	13,865,000	14,269,942	404,942
支出合計(C)+(B)-(C)	56,867,000	43,918,246	△12,948,754

2. 貸 借 対 照 表

（平成8年3月31日 現在）

第4年度

（単位：円）

科 目	金 額	
I 資 産 の 部		
1. 流 動 資 産	14,781,564	
2. 固 定 資 産	1,399,968	
資 産 合 計		16,181,532
II 負 債 の 部		
1. 流 動 負 債	511,622	
2. 固 定 負 債	500,000	
負 債 合 計		1,011,622
III 正 味 財 産 の 部		
正 味 財 産		15,169,910
（うち該当期正味財産増加額）		（△ 844,450）

■平成8年度 メンテナンス技術者講習会■

●開催日程

区 分	日 時	会 場	受付期間
第11回 （東京会場）	平成8年 9月18日(水) 9:30～17:00	国立公衆衛生院 東京都港区白金台4-6-1 TEL 03-3441-7111	自 7月1日 至 9月11日
第12回 （大阪会場）	12月4日(水) 9:30～17:00	大阪府中央企業文化会館 大阪市天王寺区上汐4-4-25 TEL 06-771-4098	自 7月1日 至 11月27日

●お申込み・お問合せ

社団法人 日本プールアメニティ施設協会

〒160 東京都新宿区新宿5-17-2 YMビル202

TEL 03-3209-0447 FAX 03-3209-6076



議長就任あいさつをする長島弘典氏（嵯フジタ）

水泳プール管理マニュアル（2刷）



ホリウムのある総会資料を検討する会員

計算書類に対する注記

1. 会計処理の基本方針
- 計算書類は、当協定会定款及び会計処理規程に基づくもののほか、公益法人会計基準（昭和60年9月17日改正 公益法人指導監督連絡会議）に準拠している。
2. 共通の決算整理事項
- (1) 資金の範囲については、現金預金、有価証券による収支のほか、未収金・未払金、前払金・前受金及び立替金・仮受金並びに預かり金を含める。
- (2) 人件費及び庁用費関係共通経費（電話・FAX料、文具・用紙代、ゼロックス印刷代、電気・水道代、家賃・各種リース料 等）については、業務量、従事日数等のこれまでの実績を勘案し、前年度と同じく次の負担基準（割合）により、それぞれ負担している。

区 分	事業部門	管理部門	摘 要
予 算	0.7	0.3	特別会計（受託事業部門）については、その経理処理が行われたとき、別途定める。
決 算			

- (3) 特定預金への繰入は、当期末における退職給与の支給見込額を計上している。
- (4) 消費税額の会計処理は、税込み方式を適用している。

役 員 名 簿（五十音順）

平成8年6月24日現在

役 職 名	氏 名	所 属
会 長	野崎 貞彦	日本大学医学部 教授
副 会 長	松田 禎夫	三菱電機株式会社 常務取締役
副 会 長	濱田 昭	昭和大学薬学部 名誉教授
専務理事	時田日出男	社団法人日本プールアメニティ施設協会 事務局長
常任理事	高橋 徹	有限会社稜徹 代表取締役
理 事	井上 宇市	早稲田大学理工学部 名誉教授
○理 事	大西 國雄	三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 常務取締役
理 事	喜多 洋三	全国市長会 社会文教分科会委員長（大阪府守口市長）
理 事	木下 秋雄	ミウラ化学装置株式会社 取締役 統括部長
理 事	木原光知子	ケイアンドエムインターナショナル株式会社 代表取締役
理 事	小森谷祐広	栗田工業株式会社 常務取締役
○理 事	田中 英俊	水道機工株式会社 常務取締役
理 事	玉利 齊	財団法人日本健康スポーツ連盟 理事長
理 事	中田 晴久	住友精密工業株式会社 取締役
○理 事	長島 弘典	株式会社フジタ 設備統括部 設備部長
理 事	比嘉 茂政	全国町村会 理事（沖縄県恩納村長）
○理 事	松田 隆	日本フィルコン株式会社 取締役 水処理製品部長
理 事	森田 豊治	株式会社荏原製作所 専務取締役
監 事	竹俣 耕一	野村・竹俣公認会計士事務所 公認会計士
○監 事	廣西 廉彦	ヤマハ発動機株式会社 プール事業部 プール営業部長

○印は新任

プール関連機器規格認定制度要綱

は し が き

社団法人日本プールアメニティ施設協会は、遊泳用プールの衛生水準とアメニティの向上による国民の健康増進に資することを目的に、わが国プール関係者のご支援、ご協力により平成4年11月に発足いたしました。

ご承知のように、国民の健康志向や余暇の増加に伴い、遊泳用プールの利用者は年々増加し、ニーズの多岐、多様化と技術開発の進展とあいまって、様々な規模と形態の施設や設備が、次々と誕生しております。

したがって、プール水の水質の管理をはじめ、設備機器の整備とその維持管理など、プールの施設環境が常に衛生的で、しかも快適性が確保されたプールの提供こそが、国民の期待と信頼に応えるわが国プール関係者すべての責務であります。

このため当協会では、平成6年6月学識経験者の英知を集めて、「プール関連機器規格基準」を制定、このたび「プール関連機器規格認定制度」を創設し、プール施設の基幹設備である衛生関連機器の健全な普及発展を図ることにより、公衆衛生の向上とその増進に一層寄与することといたしました。

プール関係者皆様の絶大なご支援とご協力を心からお願いする次第であります。

平成8年6月

社団法人 日本プールアメニティ施設協会
会 長 野 崎 貞 彦

1. プール関連機器規格認定制度要綱

第 一 制度の目的

プール関連機器規格認定制度（以下「認定制度」という。）は、社団法人日本プールアメニティ施設協会（以下「協会」という。）が遊泳用プールの関連機器に一定の規格基準を定め、その基準に適合する機器に対して認定（以下「認定機器」という。）を行い、規格適合機器認定証（以下「認定証」という。）を交付することにより、わが国の遊泳用プールの衛生水準及びアメニティの向上を図り、その健全な発展に寄与することを目的とする。

第 二 認定の基準

- (1) 機器の認定は、プール関連機器を製造する事業者（以下「製造者」という。）から申請された機器が、別に定めるプール関連機器規格基準（以下「規格基準」という。）に適合している場合、認定する。
- (2) 認定は、機器の1形式及び型番ごとに行う。
- (3) 認定後、機器の構造又は内容に重大な変更をした場合は、別に定めるところにより届け出なければならない。

第 三 審査機関

- (1) 認定制度を円滑に実施するため、協会の機器規格認定委員会に、審査機関として認定部会を設置する。
- (2) 認定部会は、この制度要綱及び実施要領に基づき審査及び必要により検証を行う。
- (3) 部会の委員は、当協会会長（以下「会長」という。）が、学識経験者に委嘱する。
- (4) 部会長は、委員の互選とする。

第 四 申 請

製造者が機器の認定を申請するときは、規格適合機器認定申請書に別に定める書類を添付し、別表－1に定める申請手数料を、協会に納付しなければならない。

第 五 審 査

- (1) 認定部会は、申請された機器が、規格基準に適合する可否かを審査する。
- (2) 審査は、書類審査とし、必要に応じて実地調査を行う。
- (3) 部会長は、前項の審査結果を、会長に報告する。

第 六 認 定

- (1) 会長は、認定部会の審査結果に基づき、規格適合機器と認定する。
- (2) 認定日は、別に定める日とする。
- (3) 会長は、機器を認定したときは、当該製造者に対して認定証を交付する。
- (4) 認定証を交付された製造者（以下「認定製造者」という。）は、別表－1に定める認定料及び実地調査費を、協会に納付しなければならない。

第 七 検 証

- (1) 認定部会は、認定機器が規格基準に違反する疑いがある場合は、当該認定製造者の同意を得て、当該機器が規格基準に適合している

可否かを調査し、その検証結果を、会長に報告する。

- (2) 検証を受けた事業者は、別表－1に定める検証調査費を、負担しなければならない。

第 八 認定マーク

認定製造者は、認定機器に、別表－2に定める認定マークを表示することができる。

第 九 認定機器使用施設の証

- (1) プール事業を営む事業者（以下「運営者」という。）は、認定機器を設置しているプール施設に、別表－2に定める認定機器使用施設の証を、表示することができる。
- (2) 運営者は、当該施設の証の表示が、プール施設全体の衛生面、快適面、安全面のすべてについて保証しているものと誤解されることのないよう留意しなければならない。
- (3) 認定機器使用施設の証を表示する運営者は、別表－1に定める使用料を、協会に納付しなければならない。

第 十 調査協力及び報告義務

- 認定製造者は、次の各号について遵守しなければならない。
- (1) 審査及び実地調査又は検証調査のほか、会長が特に必要と認めて実施する調査や資料の提供等について、協力すること。
- (2) 事業の廃止、又は別に定める事実が生じたときは、その日から30日以内に届け出ること。
- (3) 運営者等から認定機器に起因する損害賠償を請求されたとき、又はその他重大な事故が発生したときは、直ちにその内容と結果を報告すること。

第十一 取 消

認定機器が、第二に規定する規格基準の要件を欠く場合、又は認定製造者が第十に規定する調査協力及び報告義務を怠り、或いは認定制度の実施に支障を及ぼす行為をした場合は、会長は、認定部会に調査を依頼し、その調査結果に基づき、認定の取消又は改善勧告等の措置を行う。

第十二 苦情の処理

協会は、認定機器に関する製造者又は運営者若しくは一般の利用者からの苦情に対して、厳正かつ公正に対応しなければならない。

第十三 損害賠償

協会及び認定製造者は、認定機器を起因とする各種の損害賠償に対処するため、損害保険に加入することができる。

第十四 そ の 他

- (1) この要綱に定めるもののほか、認定制度の対象となる機器に関して必要な事項は、機器規格認定委員会に諮り、会長が別に定めるところによる。
- (2) この認定制度は、「貿易の技術的障害に関する協定」の趣旨を踏まえ、協定加盟国から輸入されたプール関連機器についても適用する。
- (3) この認定制度の対象となる機器の規格基準については、技術の進歩等を踏まえ、適宜、改定を行う。

附 則

- 1. この要綱は、平成8年10月1日から適用する。
- 2. 会長は、必要に応じ別に定める経過措置を講ずることができる。

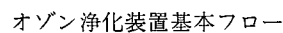
別表－1

認定事業・費用一覧

- 1. 申請手数料
 - 1形式1型番 10,000円
 - 2型番から 5,000円
- 2. 認定料
 - 1形式1型番 30,000円
 - 2型番から 10,000円
 - 前年出荷総額の1000分の1の額を、毎年2月に一括して支払う。
- 3. 実地調査料・検証調査料
 - 1回につき 20,000円
 - ただし、被調査者は、旅費交通費・宿泊費等の費用を負担する。
- 4. 認定機器使用施設マーク使用料
 - 1施設 20,000円
- 5. 早期普及特例措置
 - 平成9年9月30日までの申請については、前記1、2及び4の金額は1/2とする。
- 6. 一旦、納付された前記手数料等は、返還しない。

項 目	
1	概要の表示義務（本体に表示） ①外形寸法： W× L× H ②重 量：装置重量（kg）／運転重量（kg） ③塗装基準：塗料材質／塗装色（使用規格を表示のこと） ④要部材質：タンク／架台／配管（使用規格を表示のこと） ⑤使用条件：（イ）使用圧力 （ロ）周囲温度 （ハ）周囲湿度 （ニ）試験圧力 （ホ）設置場所（屋内・屋外） （ヘ）流体

1. 2	オゾン浄化装置（無声放電式・電解法式）
項 目	
1	概要の表示義務（本体に表示） ①外形寸法： W× L× H ②重 量： 装置重量（kg）／運転重量（kg） ③塗装基準： 塗料材質／塗装色（使用規格を表示のこと） ④消費電力： 放電電力（kW）／補機電力（kW） ⑤原料ガス又は水の種類： （無）…空気、（電）…水道水 注：（無）無声放電式、（電）電解法式を示す。以下同じ。 ⑥使用条件：（イ） 設置場所 ： 屋内、換気 （ロ） 周囲温度 ： 0～35℃ （ハ） 周囲湿度 ： 95％RH以下、結露しない こと ⑦電 源： AC 100V／200V, 50Hz／60Hz
2	設置仕様の記載義務（完成図書に記載） (1) 装置の構成を、次の区分で記載すること ①オゾン発生装置 ②オゾン反応処理装置…プール循環浄化装置と兼用してはならない。 ③排オゾン処理装置（次図参照）



- (2) 基本仕様の記載義務
- (イ) オゾン発生装置
- (1) オゾン発生方式 無声放電式又は電解法式
- (2) 電 源 AC100V／200V, 50Hz／60Hz
- (ロ) オゾン反応処理装置
- ・オゾン反応設備（気液分離設備）
- (1) 分岐水量 総循環水量の5％以上
- (2) 材 質 耐オゾン性のある材質
- (3) 構 造 気液分離ができ、未反応オゾンが外部に漏れないような気密構造
- ・オゾンガス注入器
- (1) 注入方法 エジェクタ方式又はこれと同等の能力を有するもの
- (2) 水 量 循環水量の5％以上
- (3) 材 質 耐オゾン性のある材質
- (ハ) 排オゾン処理装置
- (1) 処理方法 活性炭接触方式又は触媒分解方式
- (2) 材 質 使用温度に応じた耐オゾン性のある材質
- (3) 構 造 未処理オゾン外部に漏れないような気密構造
- (ニ) エジェクタポンプ
- 分岐方式によってはエジェクタの効率を向上させるため、このポンプを設けることが望ましい
- (ホ) 配管取合等 フランジ、ネジの接続規格(使用規格を表示のこと)
- (含オゾン水配管) 材質 (PVC/SUS)
- パッキン類、材質、フッ素ゴム、EPDM（5項参照）
- (ヘ) 試験・検査 自主検査基準による検査

- 3 設計性能が、次の範囲であること
- ①オゾン発生装置
- オゾン発生量 プール循環水量（総水量）に対して
0.2g/m³以上のオゾン注入ができる能力
- 発生オゾンガス濃度（無）18g/Nm³以上
（電）180g/Nm³以上
- ②オゾン反応処理装置
- 滞留時間 適正な消毒、反応（気液分離）が得られる時間をとること。
- ③排オゾン処理装置 処理オゾンガス濃度 0.1ppm以下
- 4 電気計装が、次の項を満たしていること
- 1）制御盤 ・電気設備技術基準に準拠
・受電ランプ、アース、ELBがあること
・電圧計、電流計又は電力計があること
・異常表示（故障）があること
・一括警報端子（無電圧接点）があること
- 2）装置内配管・配線 電気設備技術基準に準拠
- 3）計測器 ・分岐水量を把握するための流量計又は圧力計があること
- 5 その他の設備と協調する注意事項が記載されていること
- オゾン浄化装置と連結され、オゾン注入後のオゾン水又はオゾンガスに直接触れる他の設備について、耐久性及び安全性の観点から考慮しなければならない材質及び注意事項が記載されていること

1. 3 紫外線照射装置	
項 目	
1	概要の表示義務（本体に表示） ①外形寸法： W× L× H ②重 量：装置重量（kg）／運転重量（kg） ③塗装基準：塗料材質／塗装色（使用規格を表示のこと） ④要部材質：照射部本体／SUS304又はSUS316L ランプ保護管／石英 ⑤使用条件：使用圧力（5 kg／cm ² G以下） 周囲温度（0～35℃） 周囲湿度（95％RH以下、結露しないこと） 設置場所（屋内） ⑥使用電圧周波数：AC 100V／200V， 50Hz／60Hz
2	設置設計基準が、以下の範囲にあること ①照射部本体： イ）設計圧力：7 kg／cm ² G以上 ロ）使用圧力：5 kg／cm ² G以下 ハ）試験圧力：10kg／cm ² G ニ）流 体：循環濾水 ホ）構 造：紫外線が外部に漏れない密閉構造 ヘ）材 質：SUS304又はSUS316L （内面パフ400番鏡面仕上げ） ト）配管接続規格：（使用規格を表示のこと） チ）石英保護管洗浄方法：自動又は手動 （常にできること） リ）紫外線照度モニター付 ②制 御 盤： イ）運転及び警報表示 ・紫外線ランプ球切警報があること ・紫外線出力低下警報があること ロ）警報一括無電圧接点出力があること ハ）運転時間積算計があること ニ）受電ランプ、アース、ELBがあること ホ）計測データ出力：4－20mAがあること （紫外線出力）
3	設計性能が、以下の基準以上であること ①紫外線ランプ出力（定格）：2 kW以上 ②紫外線ランプ寿命：1年8,700時間以上 ③紫外線照射量：30mW・S／cm ² 以上 （ランプ寿命時） （UV透過率100％、処理水量50m ³ ／hにおいて）

1. 4 膜処理装置	
項 目	
1	概要の表示義務（本体に表示） ①外形寸法： W× L× H ②重 量：装置重量（kg）／運転重量（kg） ③塗装基準：塗料材質／塗装色（使用規格を表示のこと） ④要部材質：膜（PE・PAN）／配管（SUS/PVC）／フレーム（SS）（使用規格を表示のこと） ⑤使用条件：（イ）系内圧力（3 kg／cm ² ・G以下） （ロ）周囲温度（0～35℃） （ハ）周囲湿度（95％RH以下、結露しないこと） （ニ）設置場所（屋内） ⑥使用電圧周波数：AC200V，50Hz／60Hz
2	装置仕様の記載義務（完成図書に記載） ①設置条件：（イ）設計圧力／温度 （ロ）使用圧力／温度 （ハ）試験圧力 （ニ）流 体 （ホ）濾過流量 ②主要機器の仕様・数量： （イ）ポンプ類 材質（SUS）、能力、数量 （ロ）タンク類 材質（SUS/PVC）、寸法、容量、数量 （ハ） 膜 材質（PE・PAN）、分画特性 初期純水流束（Flux） 数量 （ニ）配 管 材質（PVC/SUS）、接続方

	法、パッキン・シール材質 （使用規格を表示のこと） （ホ）手 動 弁 材質（PVC/SUS）、型式、 （使用規格を表示のこと） （ヘ）自 動 弁 材質（SUS）、型式 （ト）配管取合 フランジ、ネジ、材質
3	設計基準が以下の範囲にあること （1）分画特性 アブソリュート（0.1）μm ノミナル （0.01～0.03）μm （2）膜 耐塩素性の材質（PE・PAN）であること （3）ベッセル 耐塩素性があり、内部が見えること （4）洗浄方法として、自動洗浄やエアスクラビング及び薬品 洗浄方法が表示されていること （5）膜間差圧 （0.1）kg／cm ² ・f～（0.5）kg／cm ² ・fの範囲にあること （6）入口水質は、濁度2以下；残留塩素（0.5～2.0）mg／ℓ であること
4	電気計装が次の項を満たしていること （1）制 御 盤 ・ 電気設備技術基準に準拠 ・ 受電ランプ、アース、ELBがあること ・ 起動方式：7.5kw以上は入－△となっていること ・ 感電防止板があること ・ 電圧計（1次側）・電流計（0.75kW以上） があること ・ 一括警報、端子（無電圧接点）があること （2）装置内配管・配線 電気設備技術基準に準拠 （3）運転方法 自動メインの循環浄化装置とのインターロックをとり、タイマー式逆洗洗浄であること （4）計 測 器 温度、圧力、流量、排水量積算があること

別表－3 表示項目

認定機器の表示項目は、次の項目とする。

1. 機器名
5. 性能
2. 製造者名
6. 法的規制の有無
3. 製造年月日
- （法的規制がある場合は、当該法規名）
4. 製造者住所
7. 別表－2に定める項目

■平成 8 年度 プール衛生管理者講習会■

厚生省生活衛生局長通知（平成 4 年 4 月28日 衛企第45号）及び同局企画課長通知（平成 4 年12月11日 衛企第122号）に基づく、プール衛生管理者講習会です。次の日程により開催いたしますので、お早めにお申し込み下さい。

●開催日程

区 分	日 時	会 場	受付期間
第24回 （仙台会場）	10月16日(水) 10月17日(木)	勾当台（こうとうだい）会館 仙台市青葉区国分町3-9-6 TEL 022-222-3301	自 8 月 1 日 至 10 月 9 日
第25回 （東京会場）	11月27日(水) 11月28日(木)	国立公衆衛生院 東京都港区白金台4-6-1 TEL 03-3441-7111	自 8 月 1 日 至 11月20日
第26回 （大阪会場）	平成 9 年 2 月20日(木) 2 月21日(金)	大阪府社会福祉会館 大阪府中央区谷町7-4-15 TEL 06-762-5681	自 12月 2 日 至 2 月12日
第27回 （東京会場）	3 月12日(水) 3 月13日(木)	アルカディア市ヶ谷(私学会館) 東京都千代田区九段北4-2-25 TEL 03-3261-9921	自 12月 2 日 至 3 月 5 日

（注）第 1 日 9：20～17：00 第 2 日 9：20～16：30

●お申込み・お問合せ

社団法人 日本プールアメニティ施設協会
〒160 東京都新宿区新宿5-17-2 YMビル202
TEL 03-3209-0447 FAX 03-3209-6076

編 集 後 記

協会定款にある機器規格認定事業が、ようやく発足の運びとなりました。この間、WTOや規制緩和といった様々な外的要因の影響も受けました。

健泳の町づくり連絡協議会も、高令化しつつある我国の現状に対応した地域社会での健康づくりー泳ぐ場作りーの啓蒙に努めておられます。

プール衛生管理者講習会も本年度末には27回、来年度は30回の大台を越えようとしています。快適なプールで泳いでいただくために少しでもお役に立てばと協会も努力しています。皆様の応援とご指導をよろしくお願いします。